個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会 第4回までの主な論点及び関連御意見

令和6年11月12日 個人情報保護委員会事務局

1 課徴金制度について

1. 個人情報保護法において課徴金制度を検討する立法事実について

論点:個人情報保護法において課徴金制度を検討する立法事実があると言えるか。

- 立法事実がどこにあるか、そもそもそれは法律改正で対応するべき課題なのかといった前提から 十分に議論が尽くされていない。【新経済連盟・第2回意見】
- 事例の紹介と現行法の限界と今後の検討の方向性という形でまとめてあるが、事例の紹介から現行法の限界の理由付けが一足飛びになっており、そこの分析がまだまだ。そこがきっちりしないと、全体の執行という全体像の中で何が課題になっていて、何を目的に何をしようとしていてどんな効果が見込めるのかという道筋が見えない。そのような中で、いきなり具体的に法律にした場合にはこういうことですという各論に入ってしまうとおかしなことになってしまう。【新経済連盟・第3回意見】
- 具体的な事例やそれに基づいて建設的な議論を行うことに異論はない。ただ、経済界として強調したいのは、立法事実が重要であるということ。現行の法制度で足らざるところ、課徴金がないがゆえに、エンフォースメントが十分ではない、効果がない、法目的が果たされないという点を明らかにした上で、具体の議論に入るのが本筋。まずは立法事実を明確にお示しいただきたい。 【日本経済団体連合会・第2回意見】
- 制度を入れてやったつもりになるより、きっちりできることをやってその効果を確認して、それを制度化していただきたい。慎重に立法事実と中身の分析を重ねていただきたい。そこをないがしろにしてつくった制度は、結局空振りする。【日本IT団体連盟・第3回意見】

1. 個人情報保護法において課徴金制度を検討する立法事実について

論点:個人情報保護法において課徴金制度を検討する立法事実があると言えるか。

- 著しい違反行為が行われても個人情報保護法には違反行為者が得た不当利得を吐き出させる仕組みがないため、現状、違反行為を行った事業者のやり得状態となっている。この現状は課徴金制度導入の立法事実といえると考える。【主婦連合会・第3回意見】
- 課徴金があることで狙われないのではなくて、狙われにくいということは合理的に想像できる。 立法するときに具体的な事実があればもちろんいいが、合理的に想定できるリスクを考えるのも 立法事実。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】

2. 適正なデータ利活用への影響について

論点:個人情報保護法への課徴金制度の導入によって、適正なデータの利活用に悪影響を与えるおそれがあるのではないか。課徴金の対象範囲を限定したり、どのような利用は適法であるかより明確化すべきではないか。

- 経済的誘引が大きい場合に課徴金を課すことで効果を上げられるものは何かという点について、 仮に今後課徴金を入れるとしてもその範囲を考えなくてはいけないが、我々が心配しているのは、 現状の説明内容が広く漠然としていて、萎縮効果があるのではないかという点。【新経済連盟・ 第3回意見】
- 事務局の示した方向性では課徴金の対象が限定され、対象条文も限定列挙されているように考えられる。これに対して諸外国の制裁金の仕組みを見ると、対象行為が比較的広く、当局の裁量的判断に委ねられるケースも見られる。課徴金制度については経済団体より萎縮効果の問題が指摘されていたが、この方向性を見る限りは、諸外国の場合と比べて対象が注意深く限定されており、さらに細かく丁寧な議論は必要なものの、萎縮効果への配慮がなされていると考えられるのではないか。【山本構成員・第3回意見】
- 課徴金の対象範囲をしつかり限定し、額の算定について、例えば報告をしつかりしたとか、経済的な利得を戻したというような誠実な対応を行った事業者については減額するような、しつかりとした制度設計をすれば、真に悪質な行為を抑止するだけで、適法な行為に対する萎縮効果にはあまりならないように感じる。むしろ、悪質な行為に適切に課徴金を課すことで適法な行為をエンドースして、健全なデータ利活用を促す意味を持つように思う。【山本構成員・第4回意見】

2. 適正なデータ利活用への影響について

論点:個人情報保護法への課徴金制度の導入によって、適正なデータの利活用に悪影響を与えるおそれがあるのではないか。課徴金の対象範囲を限定したり、どのような利用は適法であるかより明確化すべきではないか。

関連御意見:

■ 適法な行為に対する萎縮を予防する方法が2点、一つはそもそも適法かどうかをはっきりさせること。これは課徴金の問題ではなく、実体的ルールが明快かどうかによる。実体的ルールを明快にする方法はいろいろある。一つはガイドライン。もう一つは共同規制。後者は業界団体でこういうことまではして良いと自分たちで決め、それさえ守っていればルール違反ではないのだと承認してくれというやり方、景表法でいう競争規約。そういった工夫もあるので、実体ルールが明確であれば、そもそも適法な行為について萎縮効果など起きるはずがない。加えて、適法か違法か、それでも曖昧な場合、グレーゾーンは絶対に出てくる。グレーゾーンで萎縮効果が起きることは世界共通の話であり、それも法である以上仕方がない部分がある。その部分も含めて共同規制等の方法でクリアできるので、そうした方法も全部使って不当な萎縮効果がないようにするべき。【中川構成員・第4回意見】

3. 国内他法令における課徴金制度との関係

論点:国内他法令における課徴金制度の状況はどうか。

関連御意見:

■ 景表法において課徴金制度が強化されたことは周知のこと。景表法は全ての事業者に課される制度だが、今に至ってそれによる混乱があるとは聞かない。課徴金制度を導入しているほかの法律でも同様ではないか。【全国消費生活相談員協会・第3回意見】

3. 国内他法令における課徴金制度との関係

論点:課徴金制度は個人情報保護法と親和的か。

- 他の課徴金制度を導入している法律は、いわゆる経済法ばかり。比較する法律も間違っている。 きちんと整理し比較を丁寧にすべき。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 経済法であれば課徴金がフィットするという話ではなく、その法律で定めるルールに違反することにより経済的利益が一定程度上げられることが類型的に想定されるようなものであれば、課徴金がフィットする。経済法でなければ課徴金が入れられないということではない。【森構成員・第3回意見】
- 課徴金制度は、個人情報保護法に限った話ではなくて、ほぼ全ての法令に親和的。したがって、法分野によって合う、合わないものがあるわけではない。仮に経済法に親和的だという立場に立つとしても、恐らく経済法と呼ばないのではないかと思われる薬機法や公認会計士法に課徴金はあるし、加算税・加算金というのは国税通則法、それから、地方税法であるが、これも経済法とは普通は呼ばない。それから、地方自治法における5倍額過料もある。いずれの法律も経済法とは、私の語感としては呼ばないと思うが、課徴金、あるいは課徴金相当の制度が入っており、その意味では特に法分野が限定されるわけではない。また、経済法という言葉自体非常に多義的で、あまり確立した語義もない。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】

3. 国内他法令における課徴金制度との関係

論点:課徴金制度は個人情報保護法と親和的か。

関連御意見:

■ 個人情報保護法と課徴金はとても親和的。まず、パーソナルデータをきちんと管理するとお金がかかるため、きちんと管理しない、あるいはうっかりして管理していなかったということになると、安いコストで儲かるという経済的誘因を伴った違反誘引が高いといえる。それから被害回復が非常に困難。一度流出すると元に戻ることはないという意味で、抑止をすることが非常に重要で、事後的な措置では十分ではない。さらに、将来の違反抑止として非金銭的な業務改善命令だけで本当にそれが効くのであれば課徴金は不要になるが、様々な意味で、経験的には改善命令だけで本当にそれが効くのであれば課徴金は不要になるが、様々な意味で、経験的には改善命令はあまり効果がない。ある会社が改善命令を受けても別の部署でまた起きる、あるいは新規モデルを開発するときに忘れてしまう、措置命令と関係ないということを言われてしまう、組織分割、外部委託等々、ビジネスの動きが激しい中で、業務改善命令があったからといって全社的にきちんとやるかというと、なかなかうまく組織は動かない。経営層にこれは非常に困る、抑止しなくてはいけないということを意識してもらうためには、金銭的な違反、損をしたという感覚を持っていただくことが非常に重要。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】

3. 国内他法令における課徴金制度との関係

論点:課徴金制度を導入する際に必要となる執行機関の権限や執行体制の在り方についてどう考えるか。

- 独禁法の場合、独禁法を監督して施行している公正取引委員会の権能が全然違っており、彼らは違反事例に関して捜査権限を持っている。そういう体制があって運用ができている。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 犯則調査権限と課徴金は無関係であるという交通整理をしておきたい。直罰規定について犯罪捜査をする権限を行政職員に与えている場合は公取のように犯則調査と呼ばれ、個情委にはそういう犯則調査権限がない。そのため警察、ないしは検察官が刑事捜査を行うという建付けである。いずれであっても、検察官による起訴につなげていくためのもので、課徴金とは関係がない。課徴金は通常の行政調査権限、質問検査権や物件提出命令、報告命令等に基づいてかけるもの。全ての法律がそのようになっている。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】

4. 外国制度との関係

論点:諸外国においては個人情報保護法制において制裁金制度を導入している場合が 多いことについてどのように考えるか。

- 「経団連はグローバルにビジネスを展開する中にあってなぜ反対するのか」というご質問について、経団連で2019年にB20東京サミット、昨年もB7東京サミットを開催したが、G7を構成する各国経済界、事業者、経団連にコンタクトしてくる在京大使館等の政府関係者から「日本に課徴金がないがゆえにデータ移転が起こらない」といったことを聞いたことは全くない。課徴金を入れるか否かのみに焦点が集中しているがために二項対立に陥っているのではないか。【日本経済団体連合会・第4回意見】
- 日本企業のビヘービアが欧米のビジネスパーソンと相当違う中、日本においても大丈夫だと言い切ることについて、得心していない。【日本経済団体連合会・第4回意見】
- 課徴金制度は比較法的に見るとごく当たり前の制度。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】
- 日本企業のパフォーマンスへの影響を経済界が懸念しているが、グローバルには同じ競争条件で、 課徴金も含めた違反抑止はどの国でもやっている。その中で企業はイノベーションを実現してき ており、日本企業だけができないというのはよく分からない。課徴金のない日本の個人情報保護 法の世界がこのまま続くと、日本の個人情報は世界の狙い目になるということは必至ではないか。 そうするとせっかく優良企業がコストをかけて個人情報を管理しても、それをしない国内外の悪 質な事業者に個人情報をいいように使われ、真面目な事業者が損をすることになりかねない。い ずれの観点から見ても課徴金制度を導入してグローバルに同じ競争条件にしておくことが、日本 企業にとってもいいのではないか。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】

4. 外国制度との関係

論点:諸外国においては個人情報保護法制において制裁金制度を導入している場合が 多いことについてどのように考えるか。

関連御意見:

- 課徴金があることで狙われないのではなくて、狙われにくいということは、人間の心理として合 理的に推測できる。それが合理的に推測できないというのであれば、その合理的に推測できない 理由を説明すべき。【中川構成員・第4回意見】
- 立法事実論もとても重要だと思うが、将来の日本の国際的な立ち位置や、トラストへの影響に関 する考慮も重要。G7など先進国の多くは課徴金を課していく、あるいは課している中で、日本だ けがこれを課していないということが、国際的に誤った負のメッセージを送ることにつながって しまうのではないか。要するに個人データの取扱いに関する悪質な行為にも課徴金を課さずに、 十分な抑止を執行しない国だという誤ったメッセージを与えかねないという心配がある。【山本 構成員・第4回意見】
- 課徴金がない、法執行が弱いという状態は、日本に対する情報の移転も認められない時期も来る かもしれないというぐらい心配しておいたほうがいいのではないか。【中川構成員・第4回意
- イノベーションがなぜ起きないか、それはまさに企業が考えるべきこと。それは恐らくそもそも 個人情報保護とも関係のない別の要因なのだろうと、一市民としては考えるが、課徴金があれば イノベーションが起きると言っているわけではなく、日本企業だって課徴金のある海外に行って やっているので、そこでやれていてなぜ日本国内でできないという理屈になるのか分からない。

【中川構成員・第4回意見】

4. 外国制度との関係

論点:諸外国においては個人情報保護法制において制裁金制度を導入している場合が 多いことについてどのように考えるか。

関連御意見:

■ 課徴金制度について海外では議論を尽くして既に取り入れている国が多数あるという状況で、反対する理由が消費者から見てよく分からない。グローバル企業として活躍している日本の企業にとって、何か日本固有の理由はあるのか、そこが分からない。【全国消費生活相談員協会・第3回意見】

5. 現行の監督規定との関係

論点:現行制度における監督規定(「勧告」・「命令(緊急命令含む)」・「刑事罰」) をまずは最大限活用すべきではないか。現行制度における監督規定のみでは、経済的誘引 が大きい場合の違反行為を十分に抑止できないのか。

- 課徴金を課す前に、そもそも適切に使われていない個人情報、事業を止めるということが先決。 そのために現行制度に足りない部分がないのかということと、そのために必要であれば、個人情報保護委員会の権能をどのように拡張すればいいのかということを、まずもってきちんと事例の分析をベースに検討することが手順としては最初。【日本IT団体連盟・第3回意見】
- 緊急命令という使われていない武器が今もあるということが分かった。【新経済連盟・第3回意 見】
- (一部再掲)著しい違反行為が行われても個人情報保護法には違反行為者が得た不当利得を吐き出させる仕組みがないため、現状、違反行為を行った事業者のやり得状態となっている。この現状は課徴金制度導入の立法事実といえると考える。悪質な違法行為から得た利益を剥奪できる課徴金制度の導入は、法令を遵守する事業者にとっても望ましいことではないか。意図的に悪質な違反行為を行うような事業者に課徴金を課すことが、なぜ一般の事業者を萎縮させる制度(経済団体の御意見)と捉えられるのか理解できない。課徴金制度の導入は個人に深刻な被害を与える悪質な違反行為の防止にも役立つ。【主婦連合会・第3回意見】
- 刑事告発や罰金で対応できるのではという話があったが、もちろん罰金は刑罰であり、課徴金と目的が異なり、不当な利得を奪還するためのものではなく、また立件されるかどうかも分からない。【森構成員・第3回意見】

5. 現行の監督規定との関係

論点:現行制度における監督規定(「勧告」・「命令(緊急命令含む)」・「刑事罰」) をまずは最大限活用すべきではないか。現行制度における監督規定のみでは、経済的誘引 が大きい場合の違反行為を十分に抑止できないのか。

関連御意見:

■ 措置命令と課徴金は、非金銭的と金銭的というところでパワーが違う。そういった意味で別の手段であり、措置命令が課徴金の既存のツールになるかというと、業務改善命令の部分で多少重なる部分がある程度という関係。したがって、措置命令が十分使われているか、いないかということが課徴金の導入に関係してくるかというと、そこは違うのではないか。措置命令を使い尽くしても課徴金の代わりになるわけではない。課徴金の議論の際に、勧告・命令がたくさんあったということは、結局それだけ違反がたくさんあったということの証拠以上のものではない。また、措置命令の背後に行政指導も多くあり、要するに背後に隠れた違反がある。日本では正式な命令まで行くことはかなり少ないと思われるところ、勧告・命令等の件数を示す資料は、違反がどれだけあるかという資料にはなっても、課徴金が要らないという資料にはならない。どのように措置命令を使うかということと、抑止のために課徴金が必要かというのは次元の違う話なので、関連させる必要がない。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】

6. 課徴金制度の実効性

論点:課徴金制度があったとしても、海外事業者や所在不明事業者に十分対応できないおそれがないか。課徴金制度においてどのように対応することが想定されるのか。

- 国外事業者に対しては指導が1件。なぜそこに勧告などができないのか考えなければ、課徴金を 導入したとしても国外事業者に課すことは望めないのではないか。【新経済連盟・第3回意見】
- 会社法では外国会社が日本で取引を継続して行うには登記が必要で、その際には国内の代表者を登記事項としているので、国内の代表者がいるはず。よって、普通は外国企業であっても、国内の代表者に対して命令をかけることで執行は粛々と進むはず。問題はこの登記について、大企業は大分やるようになったかもしれないが、全般的にいうとやっていない。登記を怠るあまりよろしくない外国事業者が問題。では、結局国内に登記していないから諦めるのではなくて、ここにこそ権限行使をしてみせるということがとても重要。公示送達すれば、それは処分が到達したことになる。そして、措置命令、課徴金納付命令を発出して公表し、外堀を埋める。結局外国にいる会社も日本の個人情報を使って日本でビジネスをすることに意味があるわけなので、日本の取引先、日本の消費者が使わないようにすることで、外堀を埋めていくことが有用。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】
- 本当は違反行為者でないプラットフォーム等に命令ができてもいいのではないかと思う。恐らく 多くのデジタルプラットフォームと利害は一致していると思われるので、むしろ命令をかけても らったほうが、速やかに検索から外すとか、あるいは広告を取り止めることがやりやすいと言っ ていただけるのではないか。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】

6. 課徴金制度の実効性

論点:課徴金制度があったとしても、海外事業者や所在不明事業者に十分対応できない おそれがないか。課徴金制度においてどのように対応することが想定されるのか。

- 措置命令を出すと、措置命令違反の場合は刑事罰になるので、入国次第逮捕であるという事実をもって、(事業者によるが)日本に入国できないようにするところは多少意味があるという形で、域外適用をやっていくのではないか。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】
- 違反者が所在不明の場合に課徴金は効くのかという点について、新・破産者マップのような事例については、二つの側面を分けて考える必要あり。まず、当該事例は違法収益をもたらす非常に違反の誘因性が高い類型であり、課徴金が必要な典型例だと思われる。次に、所在が不明であるという側面について。これは課徴金に限った話ではなくて、あらゆる行政処分、ないしは裁判も、所在不明な人にどうやって裁判をしたり、行政処分をしたりするか、これは一般的に抱えている問題。それは課徴金の問題ではなくて、所在不明の場合にどうすればいいかという一般論の話。いい方法があるわけではないが、基本的にはおとり捜査等刑事捜査で所在解明をやっていくということになり、行政職員でやるのはなかなか難しい。外国にいるということが分かれば、所在国の当局との刑事当局同士の調査協力を通じて所在解明を行い、その後、所在が分かったところで措置命令、課徴金をかけて、デジタルプラットフォーム等のいろいろな協力を得て外堀を埋めていくということになると思う。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】

7. 想定される対象行為

論点:課徴金制度の対象は、深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高い、 緊急命令の対象となり得るもの(具体的には、違法な第三者提供、不正取得、不適正利 用等や、漏洩等の原因となった安全管理措置義務違反等)に限定すべきではないか。

- (再掲)経済的誘引が大きい場合に課徴金を課すことで効果を上げられるものは何かという点について、仮に今後課徴金を入れるとしてもその範囲を考えなくてはいけないが、我々が心配しているのは、現状の説明内容が広く漠然としていて、萎縮効果があるのではないかという点。【新経済連盟・第3回意見】
- 法令違反行為のうち、どれが課徴金の対象として適切かという絞り込みをするにあたり、考え方としては当たり前だが、個人の権利利益の侵害性が高い違反行為であって、違反行為が経済的利得につながりやすい、そういった意味で違反の誘因性が高いものに限ることになろうかと思う。 【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】
- 破産者マップのような事例は、破産したという情報が出てしまう点や、消すのに数万円のお金を要求される点が悪質。そして破産者マップは制裁を受けていない。個情委が刑事告発した報道があったが、その後なんの音沙汰もなく、制裁が刑事司法任せになっている。課徴金制度によりその制裁を個情委の中で完結させることに重要な意義がある。【森構成員・第2回意見】
- (再掲)事務局の示した方向性では課徴金の対象が限定され、対象条文も限定列挙されているように考えられる。これに対して諸外国の制裁金の仕組みを見ると、対象行為が比較的広く、当局の裁量的判断に委ねられるケースも見られる。課徴金制度については経済団体より萎縮効果の問題が指摘されていたが、この方向性を見る限りは、諸外国の場合と比べて対象が注意深く限定されており、さらに細かく丁寧な議論は必要なものの、萎縮効果への配慮がなされていると考えられるのではないか。【山本構成員・第3回意見】

7. 想定される対象行為

論点:課徴金制度の対象は、深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高い、 緊急命令の対象となり得るもの(具体的には、違法な第三者提供、不正取得、不適正利 用等や、漏洩等の原因となった安全管理措置義務違反等)に限定すべきではないか。

- (再掲)課徴金の対象範囲をしっかり限定し、額の算定について、例えば報告をしっかりしたとか、経済的な利得を戻したというような誠実な対応を行った事業者については減額するような、しっかりとした制度設計をすれば、真に悪質な行為を抑止するだけで、適法な行為に対する萎縮効果にはあまりならないように感じる。むしろ、悪質な行為に適切に課徴金を課すことで適法な行為をエンドースして、健全なデータ利活用を促す意味を持つように思う。【山本構成員・第4回】
- (再掲)適法な行為に対する萎縮を予防する方法が2点、一つはそもそも適法かどうかをはっきりさせること。これは課徴金の問題ではなく、実体的ルールが明快かどうかによる。実体的ルールを明快にする方法はいろいろある。一つはガイドライン。もう一つは共同規制。後者は業界団体でこういうことまではしてよいと自分たちで決め、それさえ守っていればルール違反ではないのだと承認してくれというやり方、景表法でいう競争規約。そういった工夫もあるので、実体ルールが明確であれば、そもそも適法な行為について萎縮効果など起きるはずがない。加えて、適法か違法か、それでも曖昧な場合、グレーゾーンは絶対に出てくる。グレーゾーンで萎縮効果が起きることは世界共通の話であり、それも法である以上仕方がない部分ある。その部分も含めて共同規制等の方法でクリアできるので、そうした方法も全部使って不当な萎縮効果がないようにするべき。【中川構成員・第4回】

8. 算定方法

論点:課徴金額の算定方法についてどのように考えることが適当か。

- (再掲)課徴金の対象範囲をしっかり限定し、額の算定について、例えば報告をしっかりしたとか、経済的な利得を戻したというような誠実な対応を行った事業者については減額するような、しっかりとした制度設計をすれば、真に悪質な行為を抑止するだけで、適法な行為に対する萎縮効果にはあまりならないように感じる。むしろ、悪質な行為に適切に課徴金を課すことで適法な行為をエンドースして、健全なデータ利活用を促す意味を持つように思う。【山本構成員・第4回】
- 額の算定について、違法収益があるはずだが、計ろうとしても内部の帳簿がないと分からない、報告命令や立入検査をしようとしても全て拒絶されるといった場合にどうするかというのは非常に重要な規定。これは独禁法にも景表法にもあるが、推計する権限を認めないと、真面目に報告した企業が損をし、拒否したほうが得をするという非常に不当なことになるので、この推計規定、ないしは違法収益のみなし規定はとても重要であり、既に立法例があるところ。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】
- 実際に生じた金銭的利得を一定額上回る課徴金を課すことについて賛成。特に破産者マップには 模倣犯みたいなものがたくさん出てきたため、ある程度リスクを感じさせるような法制度でない といけないのではないか。【森構成員・第3回意見】
- 違反行為に係る商品・役務等の売上額に一定の算定率を乗ずる方法は必要なのではないか。例えば安全管理措置を怠って不要になったコストを価格等に転嫁できるのではないかという考えは全くそのとおり。【森構成員・第3回意見】

9. 減算·加算規定

論点:減算・加算規定についてどのように考えることが適当か。

- 減算規定と加算規定のところは、経済法だからワークする枠組み。【日本IT団体連盟・第3回意 見】
- (再掲)経済法であれば課徴金がフィットするという話ではなく、その法律で定めるルールに違反することにより経済的利益が一定程度上げられることが類型的に想定されるようなものであれば、課徴金がフィットする。経済法でなければ課徴金が入れられないということではない。【森構成員・第3回意見】
- (再掲)課徴金制度は、個人情報保護法に限った話ではなくて、ほぼ全ての法令に親和的。法分野によって合う、合わないものがあるわけではない。仮に経済法に親和的だという立場に立つとしても、恐らく経済法と呼ばないと思われる薬機法や公認会計士法に課徴金はあるし、加算税・加算金というのは国税通則法、それから、地方税法であるが、これも経済法とは普通呼ばない。地方自治法における5倍額過料もある。いずれの法律も経済法とは、私の語感としては呼ばないと思うが、課徴金ないし課徴金相当の制度が入っており、特に法分野が限定されるわけではない。また、経済法という言葉自体非常に多義的で、あまり確立した語義もない。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】

9. 減算·加算規定

論点:減算・加算規定についてどのように考えることが適当か。

- 加算の部分で、アルファを定率20%とするのか、様々な計算パターンを考えて、その事案によっているいろ柔軟にやっていくのか、これも様々な選択肢がある。額の増減、繰り返し違反による増額、自主通報による減額、返金はどうなのか。これは非常に重要なもので、景表法のように返金があるならばその分だけ課徴金を減額するという選択肢もある。独禁法はそのようなことは考慮しない。これはどちらも理論的にはあり得る。返金というのは結局損害賠償なので、損害賠償というのは過去の違反の後始末であって、冒頭の表でいうと別の話。それと抑止とは別なので両方かけても構わないし、それを考慮しても構わない、立法政策の問題であり、どちらもあり得る。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】
- 違反行為を繰り返す悪質な事業者に対する抑止力を確保する観点から、繰り返し違反に係る加算規定を導入することに賛成。2回やるというのは信じがたいものがあり、それでよいのではないか。また、そもそも悪質事案に限定するということもだが、このような違反行為を繰り返す悪質な事業者に加算する、また、課徴金によって不正収益を剥奪するということは、結局のところ差別化につながるのではないか。プライバシーガバナンスを確立してちゃんとしていれば、一線を画した運用ができ、それをしない事業者、コストを節約して法令に対して関心を持たない事業者が制裁されることによって差別化できるということになるのではないか。【森構成員・第3回意見】
- 違反行為を繰り返す事業者には加算規定の導入をすることで差別化ができるのではないかという 御意見に賛同。【全国消費者団体連絡会・第3回意見】

10. 行政裁量

論点:課徴金制度において執行機関にどの程度の裁量を持たせることが考えられるか。

関連御意見:

■ 現在日本にある課徴金制度は全て義務的課徴金の制度だが、これは行政法の理論的にも比較法的にもものすごくおかしい。不利益をかける行政処分というのは本来裁量がなくてはいけない。義務的に形式的にやると、過剰になったり、過少になったりする。不利益は慎重に投げなくてはいけないので、裁量を認めるのが行政法理論では当たり前だが、なぜかこれは歴史的経緯があるのかもしれないが、日本では課徴金というと義務的なもの、形式的に計算しているものに限定されているが、立法上の選択肢としてはそんなことは全くないということは強調しておきたい。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】

11. 適正手続

論点:課徴金制度においてどのような手続を確保すべきか。

関連御意見:

■ 事前の適正手続、それから、事後の適正手続について、こういった権利保護は相手方に認めなくてはいけない。【中川構成員(プレゼン)・第4回意見】

2 団体による差止請求制度及び 被害回復制度について

1. 適格消費者団体の現状

論点:現行の他法令における適格消費者団体による差止制度・被害回復制度において、 どのような運用がなされているか。仮に、適格消費者団体による差止制度や被害回復制度が、 導入された場合において、濫訴となるおそれ等についてどのように考えればよいか。

- まずは裁判外の団体と事業者との協議の段階で業務の改善がなされた場合は訴えの提起に至らないということを踏まえたならば、殊更に濫訴を懸念する経団連等の見解に妥当性を見つけることはできない。【主婦連合会・第4回意見】
- 消費者契約法第41条1項において、差止請求に係る訴えを提起する前に書面により事前に差止請求をしなくてはいけないことになっており、いきなり訴訟することはできない。個情法においてもそうした制度を採れば、適格消費者団体から41条請求が来た場合、差止請求訴訟されるかもしれないということで真剣に検討して、対象行為を止めるさらなる動機を持つことができる。【森構成員・第4回意見】
- 適格消費者団体は不特定かつ多数の消費者の利益を擁護することが目的。申入れを行うことで規約が明確化され、分かりやすい表示になることで消費者が誤解したり、被害をこうむったりすることがないように業務改善される。それは消費者の利益となることはもちろん、事業者にとっても消費者に対して適切かつ公平に対応できるようになり、結果的に事業者への信頼が高まり有益なことであると考えている。また、新規立ち上げの事業者などが法律や制度について理解不足のケースがあるが、申入れにより規約や運用・サービス内容を見直すきっかけになったケースもある。また、多くは申入れの後の話合いで解決しており、差止請求訴訟に至ることはほとんどない。事業者の方々の濫訴になるのではないかという御懸念は全くない。【全国消費生活相談員協会(プレゼン)・第4回意見】

1. 適格消費者団体の現状

論点:現行の他法令における適格消費者団体による差止制度・被害回復制度において、 どのような運用がなされているか。仮に、適格消費者団体による差止制度や被害回復制度が、 導入された場合において、濫訴となるおそれ等についてどのように考えればよいか。

- 適格消費者団体の活動をしている弁護士等は多くは無報酬、少額の報酬で活動しており、私たちとしては頭の下がる思い。適格消費者団体である本協会においても金銭的利益はない。適格消費者団体の活動は利益を目的としている部分は全くないということもお伝えしておく。以上のことは本協会に限らず、ほかの適格消費者団体も同じ。【全国消費生活相談員協会(プレゼン)・第4回意見】
- 消費生活センターやお客様相談窓口などに申出をする消費者はごく一部。申出をしても不満を受け止めてもらえないケースもあり、その場合、被害や不満はそのまま残り、消費者の満足度は下がる。団体訴訟制度は国や自治体による行政処分や行政指導に至るまででない、あるいは行政がまだ気が付かないけれども、実際には多くの消費者が不満に思ったり被害が発生していたりする事案について効果を発揮している。安心安全な社会のために必要な制度。【全国消費生活相談員協会(プレゼン)・第4回意見】

2. 想定される対象行為と運用

論点:個人情報保護法において、個人情報保護委員会の法執行が行き届いていない部分があるか。その場合に、不特定かつ多数の消費者に係る被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、適格消費者団体に、個人情報保護法上の差止請求権を(適格消費者団体自身の権利として)付与することについて、どのように考えればよいか。

- 個人情報委員会の相談ダイヤルを広く情宣し、場合によっては体制を強化することによって、窓口がそこに一つとなれば、特定の企業に複数の苦情があるとか、そういう傾向も分かるのではないか。何よりも委員会から事業者にアプローチをすると、すぐに利用停止をする、もしくは消去する、開示請求に応じるなどにより、ほぼ2~3日のうちに解決するというのが大半。そういったものがほぼ全体のケースであれば、団体訴訟制度そのものの議論の前に今の体制の強化であるとか、逆に企業そのものがそういう形ですぐに解決できれば、その状況を見た上で議論してもいいのではないか。【若目田構成員・第4回意見】
- 違法な個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害は、個人に深刻な被害をもたらしても本人の権利行使による対応には限界があることは現状明らか。団体による差止請求制度によって被害をもたらしている行為の停止を求めることができることは極めて重要。【主婦連合会・第4回意見】

2. 想定される対象行為と運用

論点:個人情報保護法において、個人情報保護委員会の法執行が行き届いていない部分があるか。その場合に、不特定かつ多数の消費者に係る被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、適格消費者団体に、個人情報保護法上の差止請求権を(適格消費者団体自身の権利として)付与することについて、どのように考えればよいか。

- 消費者や小規模事業者が直接個人情報保護委員会に申し入れするということが、果たしてどの程度の割合なのかという問題がある。消費生活センターに苦情を寄せている方というのは、統計によると不満を持った方の10%程度といわれている。そうした中で、もっと受付窓口が狭いと思われる個人情報保護委員会のほうで、どの程度それが受け付けられて、そして、それが実効性のあるものとして効果を発揮するのかというところ。そこを補填し官民連携して広く実行するという意味では、差止請求制度は非常に有効ではないか。【全国消費生活相談員協会・第4回意見】
- 現行の個人情報保護法制全体として見たときに、委員会が何でもこの種の問題に対応するわけではないというときに、もう一つ必ず出てくるのが認定個人情報保護団体の役割のはず。例えば消費者あるいは消費者団体からの苦情に対して、認定個人情報保護団体のほうで、例えば適正な対応を事業者に対して求めた結果として問題がうまく解決するという世界も、もともとこの法律では想定されていた部分があるが、それは機能しているのかどうか。【宍戸構成員・第4回意見】

2. 想定される対象行為と運用

論点:適格消費者団体が新たな役割を担うこととなる場合には、体制面への支援等が必要である旨の意見があるが、どのように考えることが適当か。また、どのように対応することが適当か。

関連御意見:

■ 特定適格消費者団体の活動を寄附で賄うといってもなかなかそうもいかないと思われる。事業者へのインパクトが大きいという点はそのとおりだが、大量少額被害の場合、被害回復のコストが1人ずつだと被害自体を上回ってしまうため個々の被害者は提訴できない。それが正義にかなっているわけではないと思う。言い方は悪いが泣き寝入りが広く存在してしまっているという状態。被害回復の訴訟を認めれば、一定程度の金額は入ってくる。もちろん一個一個は少額でしかないが、その中で、特定適格消費者団体が2割いただくとか、そうすることによって一定程度の財源にもなるのではないか。差止請求は全く経済的なことと関係しないため、被害回復請求を消費者団体が担当するということは、その財源という観点からも意味があるのではないか。【森構成員・第4回意見】

2. 想定される対象行為と運用

論点:個人情報保護法に関連した事案について、適格消費者団体がどのように端緒情報を把握し、実態を調査し、請求につなげることが可能であると考えられるか。例えば、適格消費者団体による対応が想定される事例としてどのようなものが考えられるか。

関連御意見:

■ 今までの差止請求の対象は個人、消費者の方の被害相談から、例えば不当勧誘、誇大広告、あるいは契約条項など、客観的な情報を入手しやすい部分も多い。個人情報保護法の観点でいうと、事実確認、調査がかなり難しい部分があるのではないか。事業者としてもいろいろ消費者からお問合せや質問をいただくが、こと個人情報に関しては、その消費者が言っていることがまず事実かどうか、確認することがなかなか難しい。特にフィッシング被害にお客様側で遭ってしまっているような場合には、確認が難しいこともあり、これを差止請求で対応しようとしたときにどうやってやるのか。本当に消費者団体の業務としてなじむか。最終的に訴訟になるものが少ないとしても、その手前の申入れ活動はお互い大変だったりして、場合によっては本当に消費者からの声があるのかと思うようなケースが来てしまったり、何度御説明しても細かいところでのやり取りが続いてしまったりすることもあると認識。申入れの質を事業活動の改善につなげていくという好循環にするため、この個人情報保護法の分野がなじむのかというところが疑問。【新経済連盟・第4回意見】

2. 想定される対象行為と運用

論点:個人情報保護法に関連した事案について、適格消費者団体がどのように端緒情報を把握し、実態を調査し、請求につなげることが可能であると考えられるか。例えば、適格消費者団体による対応が想定される事例としてどのようなものが考えられるか。

- 被害回復請求に関しては、既に故意によるもの、財産的損害と併せて請求できるものについては対象になっている。残っているのは故意がなく漏えいしてしまったケースで財産的被害も生じていないものになってくるが、どういうものを対象にしようとしているのか。お金もうけのためではないと仰っているのは、今そうなっていないことは認識しているが、もし、被害回復請求が、残った故意でない漏えい事案ということになると、被害が起きていないけれども、きっと精神的損害があったに違いないといって、何件掛ける幾らといった形で、いろいろな事業者に請求できるようになってしまうということが実現してしまうので、事業者としては非常に不安。【新経済連盟・第4回意見】
- 事業者の内部でどのようなことが行われているかということは、消費者は分かるわけがない。そこで不安があるとか、もしかしたらこうかもしれないというような御相談があった場合は、それを端緒情報として個人情報保護委員会と連携するなり、情報収集をする必要がある。申入れをするという段階の前に問合せもしており、外から分からない事情があるかもしれないというような場合には、対象事業者に問合せをして、その上でさらに申入れをするかどうか検討している。そういう中で検討していくしかない。【全国消費生活相談員協会・第4回意見】

2. 想定される対象行為と運用

論点:個人情報保護法に関連した事案について、適格消費者団体がどのように端緒情報を把握し、実態を調査し、請求につなげることが可能であると考えられるか。例えば、適格消費者団体による対応が想定される事例としてどのようなものが考えられるか。

- 新しいサービスを公表すると、そこで懸念が生じた場合、問合せをしてみることとなってしまうのだと思った。情報漏えいは、故意がなく漏えいしてしまった場合、今は報告や公表をしなくてはいけないため、最大何件の可能性がありますといったことを公表すると、それでは何件掛ける幾ら請求しようということになりかねず、それはかなり影響が大きいと思う。【新経済連盟・第4回意見】
- 事業者が、これから行おうとしている事業についてプレスリリースし、それに違和感を覚える人はたくさんいて、そういうことが差止対象になったりすることはあり得る。特に不適正利用の禁止、適正取得義務違反など、抽象的な義務規定との関係では、委員会は法執行しないが、消費者としては、それは個情法に違反しているのではないかと考える場面というのはあり得る。それが差止の話。被害回復では、情報漏えいが典型的な場面か。現行制度では、なぜか財産的被害が同一案件で一緒に発生していないと駄目で、つまり慰謝料請求だけだと駄目、あるいは故意がないと駄目と言われてしまうと、情報漏えいが外れるので、今回は情報漏えいの場合を想定しているということかと思う。【森構成員・第4回意見】

2. 想定される対象行為と運用

論点:個人情報保護法に関連した事案について、適格消費者団体がどのように端緒情報を把握し、実態を調査し、請求につなげることが可能であると考えられるか。例えば、適格消費者団体による対応が想定される事例としてどのようなものが考えられるか。

関連御意見:

- (再掲)事業者へのインパクトが大きいという点はそのとおりだが、大量少額被害の場合、被害回復のコストが1人ずつだと被害自体を上回ってしまうため個々の被害者は提訴できない。それが正義にかなっているわけではないと思う。言い方は悪いが泣き寝入りが広く存在してしまっているという状態。【森構成員・第4回意見】
- 規約の中で、故意かどうかは分からないが、個人情報保護法をよく理解されていない事業者もたくさんいる。そういう中で、不当な、本来あってはならないような規約で情報収集をするとか、不適切な第三者提供をするとか、そういうことを故意ではなくやっている、それを規約に書いているというようなケースも中にはあるのではないか。そうしたものは非常に明確なものであり、それについては申入れができる。これについて消費者から現状相談がたくさんあるかというと、そうではない。個人情報というものに対する認識が非常に低い。今回このような形で検討会が開かれ、そして、個人情報の重要性がきちんと理解されれば、相談は増えていくのではないか。

【全国消費生活相談員協会·第4回意見】